

# 官民連携まちなか再生推進事業 令和6年度 募集要領

## ■ 募集期間

令和5年12月22日(金) ~ 令和6年1月19日(金) 12:00まで

## ■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 片倉、大門、丸山

Tel: 03-5253-8111(内線 32553、32563、32543)

令和5年12月  
国土交通省  
都市局

## < 目 次 >

### I. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

1. 目 的・・ p. 1
2. 事業概要・・ p. 1

### II. 応募申請、ヒアリングについて

1. 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
2. ヒアリングの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4

### III. 補助対象事業の選定

1. 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5
2. 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5

### IV. 事業の実施にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9

### V. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 10

#### <関連資料>

1. 官民連携まちなか再生推進事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
2. 応募様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
3. 【参考】官民連携都市再生推進事業制度要綱・・・・・・・・別 添
4. 【参考】官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱・・・・・・・・別 添

# I. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

## 1. 目的

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組等を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力等の強化を図ります。

## 2. 事業概要

本事業は、以下の項目により構成されています。詳細については、官民連携都市再生推進事業制度要綱及び官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱をご参照ください。

項目	内容	対象地域	対象事業者	補助率		
エリアプラットフォーム活動支援事業	①エリアプラットフォームの構築	エリアプラットフォームの構築・運営に要する費用	全国	エリアプラットフォーム、市区町村※1	定額※2	
	②未来ビジョン等の策定	未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用等に要する費用	全国	エリアプラットフォーム、市区町村※1	定額(新規)※2 1/2(改定)	
	③シティプロモーション・情報発信	未来ビジョン等に基づく、まちづくりの担い手や多様な人材を惹きつけるための情報発信等に要する費用	全国	エリアプラットフォーム	1/2※3	
	④社会実験・データ活用	未来ビジョン等に基づく、都市の魅力を向上するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用	全国		1/2※3	
	⑤交流拠点等整備	地域交流創造施設整備	未来ビジョン等に基づく、地域交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		滞在快適性等向上区域等	1/3
		国際交流創造施設整備	未来ビジョン等に基づく、国際交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域(中枢中核都市)	1/3
	⑥国際競争力強化拠点形成	「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定、ii) シティプロモーション・情報発信、iii) 社会実験・データ活用、iv) 起業支援・人材育成、v) 他都市との連携に資するii) からiv) までの取組	特定都市再生緊急整備地域		定額※4 1/2※3	
⑦地方都市イノベーション拠点形成	「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定、ii) シティプロモーション・情報発信、iii) 社会実験・データ活用、iv) 起業支援・人材育成、v) 他都市との連携に資するii) からiv) までの取組	全国(東京都特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地を除く)	定額※4 1/2※3			
普及啓発事業	まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営、上記と連携した優れたまちづくり活動の普及啓発	全国	都市再生推進法人、民間事業者等		定額	

※1：「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」のうち新規に取り組む地域に限る。

※2：「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。(最大2年間。ただし、令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間。)

※3：1事業あたり1年間に限る。

※4：連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定のうち新規に取り組む事業については、合計年額 1,000 万円を上限とする。(最大2年間。ただし、令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間。)

## Ⅱ. 応募、ヒアリングについて

### 1. 応募について

#### (1) 提出物

	項目	提出物
エリアプラットフォーム活動支援事業	①エリアプラットフォームの構築 ②未来ビジョン等の策定（新規）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式A-1</li> <li>・様式A-2</li> <li>・様式C</li> <li>・エリアプラットフォーム規約<sup>※1</sup></li> <li>・エリアプラットフォーム構成員等名簿<sup>※1</sup></li> <li>・上記データを統合したPDFデータ</li> </ul> <p>※1：エリアプラットフォームとして応募する場合（仮を含む）に添付してください。</p>
	②未来ビジョン等の策定（改定） ③シティプロモーション・情報発信 ④社会実験・データ活用 ⑤交流拠点等整備 ⑥国際競争力強化拠点形成 ⑦地方都市イノベーション拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式A-1</li> <li>・様式A-2</li> <li>・様式C</li> <li>・エリアプラットフォーム規約</li> <li>・エリアプラットフォーム構成員等名簿</li> <li>・上記データを統合したPDFデータ</li> <li>・エリアプラットフォームにより策定した未来ビジョン<sup>※2</sup></li> </ul> <p>※2：応募時点で策定されている未来ビジョン等（案を含む）を添付してください。</p>
普及啓発事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式B-1</li> <li>・様式B-2</li> <li>・様式C</li> <li>・上記データを統合したPDFデータ</li> </ul>

#### (2) 提出先

管轄の地方整備局等へ電子メールにて提出してください。

局	部	課・係	提出先（メール）	住所	問合せ先
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	hkd-ky-matidukuri@gxb.mlit.go.jp	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1	011-709-2311
東北地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	thr-toshijutaku@ki.mlit.go.jp	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	ktr-toshiseibi-01@mlit.go.jp	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshi-jyutakuseibi@hrr.mlit.go.jp	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	cbr-toshiseibi@mlit.go.jp	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	kk-r-toshiseibi86@mlit.go.jp	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1076
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 都市再生係	toshijyutaku@cgr.mlit.go.jp	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15	082-511-6178 082-511-6200
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	skr-chdd@mlit.go.jp	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課 都市復興調整係	qsr-kense-toshi02@mlit.go.jp	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7	092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課 都市整備係	kentika.toshiseibi.90.m1c@ogb.cao.go.jp	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1910

### **(3) 提出締切**

令和6年1月19日(金) 12:00必着

### **(4) 応募様式作成時の留意事項について**

- ・様式の作成にあたり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、認められません。
- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落とすすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。(様式A-1に記載する位置図は、明瞭な画像データもご提出ください。)
- ・所定の提出物以外に参考資料の提出を希望する場合、提出を妨げるものではありませんが、極力最小限にとどめてください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等の編集作業が可能になるよう作成してください。

## **2. ヒアリングの実施について**

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する事務局からの個別ヒアリング(原則オンライン)を予定しています(1月下旬から2月中)。実施の際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。
- ・ヒアリングは、事業主体の他、エリアプラットフォーム構成(予定)員のうち、関係する市区町村担当者の同席を必須とします。
- ・なお、ヒアリングに伴い生じる交通費・通信費等については、応募者にてご負担いただきますようお願いいたします。

### Ⅲ. 補助対象事業の選定

#### 1. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

※令和6年度予算が成立することを前提として実施

#### 2. 選定基準

##### (1) エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定

###### ア. 応募要件

- ① 事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォーム又は市区町村であること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームの構築や未来ビジョン等の新規策定に関するものであること。

###### イ. 重点審査項目

- ① 未来ビジョン等の新規策定の目的や策定方針、手法等が地域のまちづくり課題に沿ったものであること。

エリアの課題と取組の方向性、必要性が明確に示されているとともに、未来ビジョンの策定方針において、官民の関係者の適切な役割分担のもと、官民の既存ストック等が活用され、国が掲げる都市政策に資する取組が明確に示されている地域に重点化を図ります。

- ② 事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であるとともに、優れた活動実績のある者や団体の参画や支援が見込まれていること。

構成員や参画・支援する専門人材・関係者が取組の方向性と合致しており、具体的に示されている(見込みを含む)地域に重点化を図ります。

- ③ 策定予定の未来ビジョン等に基づく取組として、官民連携による地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

取組を通じて、目指すべき効果が明確に示されるとともに、官民連携まちづくりに関する各種制度を活用する意向がある地域に重点化を図ります。

(各種制度の参考)

官民連携まちづくりポータルサイト:[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)

- ④ 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

調査・検討の進行管理や資金管理(不測の資金需要に対する備えを含む)、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

##### (2) 未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、交流拠点等整備

###### ア. 応募要件

- ① 事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームであるこ

と。

- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、交流拠点等整備（地域交流創造施設整備、国際交流創造施設整備）に関するものであること。

#### イ. 重点審査項目

- ① 事業の目的、事業の取組方針、手法等が地域のまちづくりの課題に沿ったものであること。

エリアの課題と取組の方向性、必要性が明確に示されているとともに、官民の関係者の適切な役割分担のもと、官民の既存ストックの活用等により、国が掲げる都市政策に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。

- ② 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。

構成員や参画・支援する専門人材・関係者が取組の方向性と合致しており、具体的に示されている地域に重点化を図ります。

- ③ 策定した未来ビジョン等に基づく取組として、官民連携による地域の魅力や活力の向上等の効果が認められること。

取組を通じて、目指すべき効果が明確に示されるとともに、官民連携まちづくりに関する各種制度を活用する見込みがある地域に重点化を図ります。

（各種制度の参考）

官民連携まちづくりポータルサイト:[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)

- ④ 事業実施後の取組の持続性及び効果があると認められること。

取組の効果の把握方法および今後の展開方策が具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。

- ⑤ 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

### （3）国際競争力強化拠点形成

#### ア. 応募要件

- ① 事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームであること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた国際競争力強化拠点形成に関するものであること。

#### イ. 重点審査項目

- ① 事業の実施が、補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。

以下のいずれかに該当するものに重点化を図ります。

国際競争力強化に向けて、都市開発においても脱炭素化を図る必要があることを考慮し、官民の関

係者の適切な役割分担のもと、先導的な再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な利用等、環境への負荷低減に資する取り組みを重視します。

また、インキュベーション施設等の活用を通じ、他都市との交流・連携を図り、大都市の国際競争力の強化に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。

② **事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。**

構成員や参画・支援する専門人材・関係者が取組の方向性と合致しており、具体的に示されている地域に重点化を図ります。

③ **事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。**

調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

#### (4) 地方都市イノベーション拠点形成

##### ア. 応募要件

① **事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームであること。**

② **事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた地方都市イノベーション拠点形成に関するものであること。**

##### イ. 重点審査項目

① **事業の実施が、他都市との交流・連携を図るものであること。**

インキュベーション施設等の活用を通じ、他都市との交流・連携を図り、地方都市のイノベーション力の強化に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。

② **事業の実施が、補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。**

官民の関係者の適切な役割分担のもと、官民の既存ストックの活用等により、エリアの課題を解消するとともに、新たな価値の創造に繋がるイノベーションや産業、雇用の創出に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。

③ **事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。**

構成員や参画・支援する専門人材・関係者が取組の方向性と合致しており、具体的に示されている地域に重点化を図ります。

④ **策定した連携ビジョン等に基づく取組として、官民連携による地域の魅力や活力の向上等の効果が認められること。**

取組を通じて、目指すべき効果が明確に示されるとともに、官民連携まちづくりに関する各種制度を活用する見込みがある地域に重点化を図ります。

(各種制度の参考)

官民連携まちづくりポータルサイト:[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)

⑤ **事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。**

調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめと

する各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

## (5) 普及啓発事業

### ア. 応募要件

- ① 事業主体が、都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（都市再生推進法人、民間事業者等を構成員とするJVを含む。）であること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた普及啓発事業であること。

### イ. 重点審査項目

以下の項目を考慮し、官民連携まちづくりの普及促進を効果的に実施する事業主体を5団体程度選定する予定です。

- ① 普及促進の取組テーマ、取組内容、手法、対象者が明確であり、国が掲げる都市政策に沿った内容であること。
- ② 取組内容が水平展開されることにより、取組による地域の魅力や活力の向上、まちづくり人材の育成等の効果が見込まれること。
- ③ 事業内容に応じた実績経験のある普及促進人材が確保され、年間を通じた活動体制が整えられていること。
- ④ これまでの取組の実績と来年度の取組の経費内訳が明確かつ具体的であること。

## IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用にあたっては、下記の事項のほか、補助金等に係る予算の適正化に関する法律、官民連携都市再生推進事業制度要綱及び官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

### (交付申請)

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。

### (補助金の対象経費)

- ・ 原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外となりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。
- ・ したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

### (事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得なければなりません。

### (進捗状況の報告)

- ・ 年度途中で、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めています。国土交通省の指定する様式にて進捗状況の報告をお願いいたします。

### (実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出していただくこととしております。

### (補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます）。
- ・ 振込口座について、エリアプラットフォームの場合はエリアプラットフォームの交付申請者であることが明確に分かる口座名義としてください。

### (事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査を行うので回答をお願いします。

## V. よくある質問

### (1) エリアプラットフォームについて

No	質 問	回 答
1	エリアプラットフォームの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像の実現に向けた取組を行います。
2	エリアプラットフォーム数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリアプラットフォームが構築されることも想定しています。
3	エリアプラットフォームが構築されたと見なされる要件とは何ですか。	エリアプラットフォームの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
4	オブザーバーとして参加する者も構成員と見なすことができますか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできません。
5	市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリアプラットフォームとして見なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリアプラットフォームの要件を満たしていないことからエリアプラットフォームとして見なせません。
6	都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助対象者になることは可能ですか。	エリアプラットフォームの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助対象者としています。
7	エリアプラットフォームの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリアプラットフォームの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
8	既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができます。
9	法人格のない任意団体であるエリアプラットフォームや民間事業者等も、事業主体の対象となりますか。	法人格のない任意団体も対象となります。

### (2) 未来ビジョン等について

No	質 問	回 答
10	未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。	エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。
11	未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。	市域に複数の拠点機能が点在する地域にあっては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。
12	未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。	未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。

13	1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。	エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。 なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。
14	未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。	地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画などを想定しています。
15	未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。	要件化はしていません。
16	都市計画マスタープランを未来ビジョンとすることは可能ですか。	都市マスタープランを未来ビジョンとすることはできません。 なお、都市計画マスタープランに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。

### (3) エリアプラットフォーム活動支援事業について

No	質問	回答
17	「エリアプラットフォームの構築」と「未来ビジョン等の新規策定」の同時応募は可能ですか。	エリアプラットフォームの構築と未来ビジョン等の策定を同一年に実施することは可能です。事業主体毎に、応募に必要な提出物を1セット提出願います。
18	応募する事業が2年間で予定している場合、今回の記載内容は募集年度分のみを記載すれば良いですか。また、次年度分は別途応募することとなりますか。	記載対象は主に当該年度分です。ただし、様式 A に「令和6年度以降の事業予定」を記載する項目があるので、そちらに今後のご記入をお願いします。また、次年度分については、改めて応募していただくこととなります。
19	「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」の支援期間について、「令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間。」とは何ですか。	令和5年度までに官民連携まちなか再生推進事業の補助を受けており、かつ、継続して活用している事業を対象としております。着手以降、事業を活用していない年度がある場合は対象外となります。
20	添付する規約等は、原本でなければなりませんか。	写しで構いません。
21	人件費の具体的な対象はどのようなものですか。エリアプラットフォームの運営事務局職員の人件費は対象となりますか。	例えば、実証事業時に必要となる交通誘導員等、事業執行に直接必要な事務に従事する臨時職員に限り対象となります。継続的に雇用されている者や、庶務、経理等の一般事務に従事する者は対象外です。

### (4) 普及啓発事業について

No	質問	回答
22	エリアプラットフォーム活動支援事業につながる取組のみが普及啓発事業の補助対象となるのですか。	エリアプラットフォーム活動支援事業の実施につながる取組のみならず、都市の課題解決をテーマに、民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどをまちづ

		<p>くり活動に取り組んでいる者又は取り組もうとしている者に普及啓発するために行う事業が補助対象となります。</p> <p>なお、普及啓発事業は、特定の地域における民間まちづくり活動の普及啓発は目的としておらず、全国へと水平的に展開されることを目指しているものです。</p>
23	様式 D-1「5年以内に実施した同種・類似業務の実績」の欄は、まちづくりに関する実績を記載することは可能ですか。	本欄に記載する実績は、まちづくり活動やそのノウハウを普及啓発する事業の実績を記載してください。

#### (5) その他（共通）

No	質 問	回 答
24	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
25	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
26	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。現時点では、4月上旬に内定通知を发出予定であり、その後交付決定を行いますので、内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
27	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第 23 条に基づき、事業完了後に支払いとなります。
28	支援期間について、「1事業あたり1年間に限る」とありますが、1事業の考え方は何ですか。	<p>本事業は「自立・自走型システムの構築」の支援を主な目的としているため、長期間にわたる支援を想定しておりません。</p> <p>1事業は、1項目（支援メニュー）を示しており、原則として1事業は1度（1年間）しか活用できません。例えば、同じエリアプラットフォームにおいて、実施場所、内容等を変えて、複数年度にわたり社会実験を実施しようとする場合、「④社会実験・データ活用」は原則1度（1年間）の支援に限ります。</p>
29	国が掲げる都市政策に資する取組とは何ですか。	<p>予算概要や国土交通省の HP 等をご覧ください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省令和6年度予算概要 (<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003148.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003148.html</a>)</li> <li>・官民連携まちづくりポータルサイト (<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html</a>)</li> </ul>